

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（情）第６号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、〇〇年〇月〇日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書不存在通知書に対する審査請求について、反論書提出後の手続予定を示す行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 7 条第 2 項の規定により、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 3 年 1 月 18 日付けで、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和 3 年 2 月 8 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

１ 審査請求の趣旨

同様な審査請求以降の手続を展開している〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書不存在通知書に対する審査請求に関しては、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書開示決定通知書を受領しているのに、本件では行政

文書不存在となっており、県の対応に整合性がない。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 上記 1 のとおりであるので審査請求する。
- (2) ○○年○月○日付け○○第○○号弁明書を、○○年○月○日に受領した。

本件については、「県は「表層崩壊」「深層崩壊」の定義をしていないため、国交省告示第 35 号三を無視して土砂災害警戒区域等の指定の該否を決定した。この決定を記載した基礎調査調書を行政文書として一例のみ開示願います。開示いただけるのであれば箇所名「青葉台 A (888)」、箇所番号「1-2-888」の同調書としてください」との開示請求に対して、○○年○月○日付け○○第○○号行政文書不存在通知書を受領したという経緯がある。

その後、県からは「情報公開・個人情報保護審査会」の答申書（写し）を受領していない。

このように○○年○月○日弁明書から 2 年超を経過した今頃になってずいぶん主旨の異なる新たな弁明書をいただくという極めて長期間を要する県の対応は、県民として大変迷惑である。どうかほかの開示請求や審査請求についても対応に要する時間を短縮していただきたい。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の対象となる行政文書について、処分庁の担当部署である土木建築局砂防課は、○○年○月○日付け○○第○○号による行政文書不開示決定に対して提起された○○年○月○日付けの審査請求（以下「別件審査請求」という。）に関し、別件審査請求に係る審査請求人（以下「別件審査請求人」という。）から○○年○月○日付けの反論書（以下「別件反論書」という。）が提出された後の手続の予定が記載されたものであると解した。具体的には、

別件審査請求に関して、行うべき手続（例えば、再度の弁明書の作成・送付、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問等）や、当該手続の実施予定日を記載したような行政文書が該当する。

- 2 処分庁では、別件審査請求について、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による弁明書を作成し、別件審査請求人に送付した後、別件反論書を〇〇年〇月〇日に収受している。しかしながら、その後、本件開示請求に係る開示請求書を収受した〇〇年〇月〇日までの間に、別件審査請求に関して行うべき手続の計画を立てるようなことはしていないから、上記のような行政文書も作成していない。
- 3 なお、審査請求人は、「同様な審査請求以降の手続きを展開している〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書不存在通知書に対する審査請求に関しては、〇〇年〇月〇日〇〇第〇号行政文書開示決定通知書を受領しているのに、本件では行政文書不存在となっており、県の対応に整合性がないので審査請求する。」と主張している。
- 4 〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による行政文書開示決定で対象とした行政文書は、「審査請求事務の流れ」と題する資料である。当該資料は、行政文書開示請求に係る開示決定等に対する審査請求について、裁決に至るまでに行われ得る手続の流れを、審査請求人や実施機関等の関係を踏まえて図示したものであり、特定の審査請求に関する手続の予定等を記載したものではないから、本件開示請求の対象となる行政文書ではない。
- 5 以上のことから、対象行政文書は存在していないため、不存在とした決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関への行政文書開示請求に対する不開示決定に対して行われた別件審査請求の手続の予定を示す行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関における審査請求の手續予定を示す文書の作成状況について確認したところ、審査請求に関して行うべき手續の予定を示す文書を作成することを定めた内規等は定めておらず、これらの文書は作成していないとのことであった。また、審査請求に係る手續の事務処理については、過去の同種の審査請求に係る弁明書等の内容を確認の上、行う必要があり、確認作業が済み次第、できるだけ速やかに起案文書作成等の手續に着手するよう努めているが、確認作業に相当の日数を要することから、手續の起案文書作成までに期間を要しているとのことであった。

審査請求の手續については、条例第 19 条第 1 項及び第 2 項において、審査請求があったときは、それが不適法であるため却下する場合又は審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る行政文書の全部を開示する場合を除き、弁明書、反論書などの写しを添えて、審査会に諮問することとされている。また、弁明書及び反論書については、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 29 条第 5 項の規定により、審査請求人に弁明書を送付し、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 30 条第 1 項の規定により、審査請求人が反論書を提出する場合について定められているが、行政不服審査法や条例において、審査請求があったときに手續の予定に係る文書を作成する必要がある旨の規定は定められていない。

しかしながら、実施機関の内規である広島県情報公開事務取扱要綱（平成 13 年 3 月 29 日制定。以下「要綱」という。）に、「総務課は、担当部署が審査請求について却下裁決、認容裁決又は諮問を行っていない場合は、処理の促進を図るため、審査請求が提出され一定期間経過後（おおむね 3 か月後）、担当部署に、審査請求の処理方針及び処理計画を文書で照会するとともに、審査請求の処理方針を文書で照会後、定期的（おおむね 3 か月に 1 回）に、文書で審査請求の処理状況を照会する。」と定められている。

当審査会において総務局総務課に確認したところ、別件審査請求について、総務局総務課から本件処分の担当部署である土木建築局砂防課（以下

「砂防課」という。) に対し、要綱に基づく照会は行っていないとのことであった。総務局総務課から照会が行われていれば、砂防課において審査請求の処理方針及び処理計画等の手続予定を示す文書が作成されていたと考えられるが、総務課の照会が行われていないため、別件審査請求について、砂防課が本件請求文書を作成していなかったことに不自然な点がある点までは認められない。

- (2) なお、審査請求人は、上記第3の1及び2(1)に記載のとおり、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書開示決定通知書では、対象文書が特定され、開示がなされたことから、同様の開示請求に対する広島県の対応の違いについても指摘している。

当審査会において確認したところ、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書開示決定通知書において、「開示決定等に係る審査請求の事務の流れ」と題する文書の開示が決定されており、また、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号行政文書部分開示決定通知書において「〇〇年度における諮問案件の審議について」と題する文書の開示が決定されていた。当審査会において当該文書を見分したところ、「開示決定等に係る審査請求の事務の流れ」は開示請求に係る一般的な審査請求手続の流れを示すものであり、また、「〇〇年度における諮問案件の審議について」は、審査会に諮問のあった審査請求についての審査会での審議予定を示す文書であった。

当審査会において当該開示決定の担当部署であった総務局総務課に確認したところ、総務局総務課は、開示請求のあった審査請求に係る手続の予定を示す文書とは、審査会の審議手続に係る文書であると捉え、別件審査請求が請求時において諮問されていた年度の審査会での審議予定を開示するとともに、一般的な審査請求の事務の流れが記載された文書も併せて開示したとのことであった。

一方、砂防課は、上記第4の1のとおり、「審査請求の手続予定」を処分庁において行う手続の予定であると捉えたとのことであった。

このため、総務局総務課と砂防課における開示請求に対する決定内容が異なっていたものであるが、総務局総務課と砂防課では所管している事務が異なるのであるから、総務局総務課の対応と砂防課の対応が異なってい

たとしても、特段不合理であるとは言えない。

- (3) 以上のことから、実施機関が、本件請求文書について不存在であることを理由に不開示とした本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査請求のあった当時、仮に要綱の規定に基づき、総務局総務課から砂防課に対して、審査請求の処理方針及び処理計画についての照会が行われていれば、照会に対する砂防課の回答において、審査請求の処理方針及び処理計画等の手続予定を示す文書が作成されていたとも考えられる。

実施機関においては、制度の適切な運用を行うよう留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年12月 7 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 5 月29日 (令和 6 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 7 月30日 (令和 6 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 8 月28日 (令和 6 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授